

直管蛍光ランプー第1部:安全仕様

JIS C 7617-1: 2017

(JLMA/JSA)

平成 29 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

		氏	名	所属
(委員会長)	大	崎	博 之	東京大学
(委員)	青	柳	恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタン
				ト・相談員協会
	岩	本	光 正	東京工業大学
	上	原	京一	IEC/ACTAD エキスパート(株式会社東芝)
	加	藤	正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木	戸	啓 人	電気事業連合会
	熊	田	亜紀子	東京大学
	酒	井	祐 之	一般社団法人電気学会
	下	Ш	英 男	一般社団法人電気設備学会
	高	村	里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前	田	育 男	IEC/ACOS エキスパート(IDEC 株式会社)
	Щ	田	美佐子	千葉県消費者センター

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:平成 11.3.20 改正:平成 29.2.20

官 報 公 示:平成 29.2.20

原 案 作 成 者:一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会:日本工業標準調査会 標準第二部会(部会長 大崎 博之)

審議専門委員会:電気技術専門委員会(委員会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 -	-般事項
1.1	適用範囲
1.2	引用規格
1.3	用語及び定義 ····································
2 芽	?全要求事項 ·······3
2.1	一般事項
2.2	表示 3
2.3	口金の機械的要求事項
2.4	絶縁抵抗 ······· 5
2.5	耐電圧
2.6	充電部の露出
2.7	耐熱性及び耐燃焼性
2.8	口金の沿面距離 ····································
2.9	ランプの口金温度上昇
2.10	ランプ長の最小値
2.11	照明器具設計のための指針
2.12	安定器設計のための指針
2.13	紫外放射 ·······7
2.14	ランプのガラス発光管の水接触の保護 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3 影	肾価 (不採用)
附属	書 A (規定) G5 及び G13 口金付ランプの口金接着強さ試験用ホルダ ················· 9
附属	書 B (規定) 口金温度上昇試験····································
附属	書 ${f C}$ (参考)照明器具設計のための指針 $\cdots \cdots \cdots$
附属	書 D (規定) 設計試作時試験 (検査) の判定条件 (不採用) ····································
附属	書 E (参考) 安定器設計のための指針
附属	書 JA (規定)包装の表示····································
附属	書 JB(参考)評価 ····································
附属	書 JC(参考)JIS と対応国際規格との対比表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
解	铅

C 7617-1: 2017

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本 照明工業会(JLMA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を 改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格で ある。これによって、JIS C 7617-1:2008 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 7617 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 7617-1 第1部:安全仕様 JIS C 7617-2 第2部:性能仕様

JIS C 7617-1: 2017

直管蛍光ランプー第1部:安全仕様

Double-capped fluorescent lamps—Part 1: Safety specifications

序文

この規格は,1999年に第2版として発行された **IEC 61195**, Amendment 1 (2012) 及び Amendment 2 (2014) を基とし,一部我が国の事情に適合させるため,技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JC** に示す。また、**附属書 JA** 及び**附属書 JB** は対応国際規格にはない事項である。

1 一般事項

1.1 適用範囲

この規格は、一般照明用直管蛍光ランプの安全要求事項について規定する。対象は、Fa6、<u>FaX6</u>、Fa8、G5、G13、2G13、R17d、<u>RX17d</u>及び W4.3×8.5d の口金をもつランプとする。

この規格の光生物学的安全性の規定部分は、JIS C 7550 及び IEC/TR 62471-2 に従い適用する。

また、この規格の蛍光ランプの青色光及び赤外放射の傷害は、表示を要求される基準を下回る。

- 注記1 この規格は、安全性についての合否判定だけを規定するもので、光束、光原色、始動特性、電気特性及び寿命特性については規定していない。これらについては、JIS C 7617-2 を参照。
- 注記2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を,次に示す。

IEC 61195:1999, Double-capped fluorescent lamps—Safety specifications, Amendment 1:2012 及 び Amendment 2:2014 (MOD)

なお,対応の程度を表す記号 "MOD" は, **ISO/IEC Guide 21-1** に基づき, "修正している" ことを示す。

1.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS B 7507 ノギス

JIS C 7550 ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性

注記 対応国際規格:IEC 62471, Photobiological safety of lamps and lamp systems (MOD)

JIS C 7617-2 直管蛍光ランプー第2部:性能仕様

注記 対応国際規格: IEC 60081, Double-capped fluorescent lamps—Performance specifications (MOD)

JIS C 7709-0 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第 0 部 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ類の総括的事項